

犯罪被害にあわれた方へ



ギュっとちゃん
(犯罪被害者等支援シンボルマーク)

ある日、突然、犯罪の被害にあってしまった……
苦しい……つらい……誰かに話を聞いてもらいたい……
これからどうやって生活したらいいの？

私たち「大阪府被害者支援会議」は、思いがけず犯罪の被害にあってしまった
皆さんが抱えるさまざまな痛みを和らげたいという思いから設立されました。

少しでも皆さんの痛みを和らげることができたら……

そんな思いから、私たちが、どのようなお手伝いができるのかということ
紹介させていただくため、この冊子を作りました。
ぜひ、ご一読ください。

～大阪府被害者支援会議
参画機関・団体による被害者支援～

大阪府被害者支援会議参画機関・団体一覧表

機 関 ・ 団 体 名
(認定NPO法人)大阪被害者支援アドボカシーセンター
大阪府政策企画部危機管理室治安対策課
大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課(少年サポートセンター)
大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課
大阪府福祉部女性相談センター
大阪府福祉部中央子ども家庭センター
大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課
大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府健康医療部こころの健康総合センター
大阪府教育庁教育総務企画課
大阪府市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
堺市市民人権局市民生活部市民協働課
大阪地方検察庁
大阪保護観察所
国土交通省近畿運輸局交通政策部共生社会推進課
大阪弁護士会
日本司法支援センター 大阪地方事務所
(一社)大阪府医師会
(一社)大阪産婦人科医会
大阪府臨床心理士会
(社福)関西いのちの電話
(公財)関西カウンセリングセンター
(公財)交通事故紛争処理センター
(公財)大阪府暴力追放推進センター
(公社)大阪府防犯協会連合会
(一財)大阪府交通安全協会
(一財)大阪府男女共同参画推進財団
(一社)日本DMORT
(独)自動車事故対策機構大阪主管支所(NASVA)
海上保安庁 第五管区海上保安本部
海上保安庁 第五管区海上保安本部大阪海上保安監部
海上保安庁 第五管区海上保安本部関西空港海上保安航空基地
大阪刑務所
浪速少年院
性暴力救援センター・大阪SACHICO
大阪府警察本部

～こんなことにお困りの方は～

(こんなことに困ったら・・・) (一覧表番号及び機関・団体名)

- | | |
|--|---|
| ◇ 犯罪の被害にあった悔しさや悲しさを誰かに聞いてもらいたい | ＜1＞ アドボカシーセンター
＜6＞ 大阪府こころの健康総合センター
＜14＞ 大阪弁護士会
＜19＞ 関西いのちの電話
＜24＞ ドーンセンター
＜29＞ 大阪府警察 |
| ◇ 被害にあったショックで夜も眠れない | ＜1＞ アドボカシーセンター
＜5＞ 大阪府各保健所
＜6＞ 大阪府こころの健康総合センター
＜19＞ 関西いのちの電話
＜24＞ ドーンセンター
＜29＞ 大阪府警察 |
| ◇ 加害者に損害賠償請求をしたいけどどうしたらいいの | ＜14＞ 大阪弁護士会
＜15＞ 法テラス大阪 |
| ◇ 治療費の支払い等で出費がかさむけど経済的な援助が受けられたらなあ | ＜29＞ 大阪府警察 |
| ◇ 自宅が犯罪被害の現場(殺人、放火、不同意性交等)になり住めなくなった | ＜2＞ 大阪府治安対策課
＜9＞ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室
人権企画課
＜10＞ 堺市市民協働課
＜29＞ 大阪府警察 |
| ◇ 性犯罪被害にあい、治療・検査を受けたいけど誰に相談したらいいの | ＜1＞ アドボカシーセンター
＜17＞ 大阪産婦人科医会
＜28＞ 性暴力救援センター・大阪SACHICO
＜29＞ 大阪府警察 |
| ◇ 検察庁や裁判所に一人で行くのは不安。誰か一緒に行ってくれたら・・・ | ＜1＞ アドボカシーセンター
＜11＞ 大阪地方検察庁 |
| ◇ 捜査や加害者が捕まった後の手続き、裁判の流れを教えてほしい | ＜1＞ アドボカシーセンター
＜11＞ 大阪地方検察庁
＜14＞ 大阪弁護士会
＜15＞ 法テラス大阪 |
| ◇ 捕まった加害者にどういう処分が下ったのか知りたい。誰に聞けばいいの・・・ | ＜11＞ 大阪地方検察庁 |
| ◇ 捕まった加害者は、いつ出所するんだろう | ＜11＞ 大阪地方検察庁 |
| ◇ 保護観察中の加害者に、被害に関する心情などを伝えたい | ＜12＞ 大阪保護観察所 |

(こんなことに困ったら・・・) (一覧表番号及び機関・団体名)

◇ 刑事施設・少年院にいる加害者に自分の気持ちを伝えたい	<27> 近畿矯正管区
◇ 暴力団員からの被害に関する相談はどこにしたらいいんだろう	<22> 大阪府暴力追放推進センター <29> 大阪府警察
◇ 配偶者から暴力をふるわれているけど誰に相談したらいいの	<3> 大阪府女性相談センター <4> 大阪府子ども家庭センター <7> 大阪市配偶者暴力相談支援センター <14> 大阪弁護士会 <15> 法テラス大阪 <24> ドーンセンター
◇ 親や子から暴力をふるわれていて、一時避難したい女性	<8> 大阪市女性相談支援員
◇ 自分が住んでいる町で受けられる支援はないかな・・・	<2> 大阪府治安対策課 <9> 大阪市市民局ダイバーシティ推進室 人権企画課 <10> 堺市市民協働課
◇ 交通事故に関する窓口はないかな・・・	<13> 国土交通省近畿運輸局交通政策部 共生社会推進課 <14> 大阪弁護士会 <15> 法テラス大阪 <23> 大阪府交通安全協会 <26> 自動車事故対策機構
◇ 交通事故にあい、相手方保険会社との損害賠償交渉がうまくいかず困っている	<15> 法テラス大阪 <21> 交通事故紛争処理センター
◇ 子どもが被害に巻き込まれたので、誰かに相談したい	<1> アドボカシーセンター <4> 大阪府子ども家庭センター <14> 大阪弁護士会 <15> 法テラス大阪 <18> 大阪府臨床心理士会
◇ 健康や医療について相談したい	<16> 大阪府医師会

※ 上記事例は、あくまでも例示ですので、支援施策概要一覧表をご一読いただき、詳しい支援施策概要に関する疑問については、各機関・団体までお問い合わせください。
 なお、各機関・団体の支援施設概要は、令和8年1月現在のものです。

機関及び団体一覧表

番号	機関・団体名	連絡先等	支援概要
<1>	認定NPO法人 大阪被害者支援 アドボカシーセン ター	○【電話相談及び面接相談予約等】 大阪市天王寺区怜人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎内 06-6774-6365 【受付時間】 月曜日～金曜日 10:00～16:00 (祝日、8月12日～17日、 12月29日～1月4日を除く) ○【全国共通犯罪被害者等電話相談】 (全国共通ナビダイヤル) 0570-783-554 【受付時間】 8:00～21:00 (12月29日～1月3日を除く) ※ 当センター受付時間以外は、東京 のサポートセンターにつながります。 ○【おおさか男性の性被害相談】 大阪市天王寺区怜人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎内 06-4303-4011 【受付時間】 毎月2回 16:30～20:00 (開設日はホームページを参照)	○ 被害者支援についての専門的訓練を受けた支援 員が無料で下記の支援を実施しています。 1 電話相談 ※ この他、毎月第3木曜日の14:00～16:00に大阪 弁護士会による法律相談を実施(要予約)してい ます。 2 面接相談(要予約) 弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウ ンセリングも必要に応じて行います。 3 付添い等直接支援 ・ 警察、検察庁、裁判所、行政機関、医療機関等 への付添い ・ その他、代理傍聴等 ○ 男性相談員が常駐。希望により女性相談員の対 応も可。
	大阪府 政策企画部 危機管理室 治安対策課	○ 総合的対応窓口 【連絡先】 06-6944-7506 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	1 犯罪被害者等の総合的対応窓口 相談者の状況に応じた各種支援制度の案内、関係 機関に関する情報を提供しています。 2 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度 府内に居住中に重大な犯罪等の被害により住居に 居住が困難になった被害者等を対象に民間賃貸住宅 物件の情報提供を行うとともに、仲介手数料が無料 になります。 3 再提訴費用の助成 損害賠償請求権の時効中断のための再提訴に要 する裁判所に対して支払う費用及び委任した弁護士 に対し支払う費用を助成します。 4 大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター(通称:ウィズユーおおさか) ⇒<28>性暴力救援センター・大阪SACHICOへ 委託
	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課	○ 府営住宅への入居 【連絡先】 06-6210-9752 (内線6825) 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	5 府営住宅への入居 (1) 一時使用 殺人、放火、不同意性交等、強盗、不同意わい せつ又はストーカー被害(法による警告の措置がな されたもの等)により、従前の住宅に居住困難とな った大阪府内に居住する被害者等に対して家電製 品等を配備した府営住宅を提供しています。 入居期間は、原則6か月(やむを得ない場合、最長 6か月延長可能)です。 (2) 府営住宅総合募集における募集区分の設定 福祉世帯向け募集区分に資格要件として「犯罪 被害者等世帯」を設けており、殺人、危険運転致 死、放火又は不同意性交等事件により従前の住宅 に居住困難となった被害者等(2人以上の世帯に限 る)の応募を受け付けています。 なお、応募は入居申込資格を満たす必要があ り、募集は年6回実施し、抽選により入居可能とな ります。

<3>	大阪府福祉部 女性相談センター (配偶者暴力相談 支援センター)	【連絡先等】 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター(大阪府立男女共同参 画・青少年センター)3階 【女性相談】 ～電話相談及び面接相談受付 06-6949-6022 平 日:9:00～20:00 土・日:9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く。 ただし、日曜日が祝日の場合は、日 曜日を開庁し、振替の月曜日は閉 庁とする。) 【DV相談】 ～DV電話相談のみ 06-6946-7890 24時間対応 【FAX(相談専用)】 06-6940-0075 24時間対応	○ 配偶者・恋人からの暴力の相談・ストーカー被害、 夫婦や家庭内のトラブル、人間関係等の相談に応じ ています。 ※ 面接相談については、事前に電話で予約をとって ください。
<4>	大阪府 子ども家庭センター	【連絡先等】 右記1～3 1 中央子ども家庭センター 072-828-0161 (DV専用) 072-828-0277 2 箕面子ども家庭センター 072-739-6170 (DV専用) 072-737-6895 3 吹田子ども家庭センター 06-6389-3526 (DV専用) 06-6380-0049 4 東大阪子ども家庭センター 06-6721-1966 (DV専用) 06-6721-2077 5 富田林子子ども家庭センター (南河内府民センター代表) 0721-25-1131 (DV専用) 0721-25-2065 6 貝塚子ども家庭センター 072-430-6300 (DV専用) 072-430-6005 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 【児童相談所 虐待対応ダイヤル】 189 (24時間365日対応)	1 子どもに関する様々な問題について子どもやその家 庭等からの相談を受け付けています。 2 児童虐待通告専用電話 虐待されている子どもや虐待を疑われる子どもを発 見したら、速やかにお電話ください。 ※ 夜間・休日等は電話番号が変わりますので左記 連絡先をご確認ください。 3 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担い、 DV被害者の相談に応じています。

		【児童相談所 相談専用ダイヤル】 0120-189-783 (24時間365日対応) 【夜間休日児童虐待通告専用電話】 072-295-8737 月曜日～金曜日17:45～翌朝9:00 及び土・日・祝・年末年始 【子どもの悩み相談フリーダイヤル】 右記4 (子ども専用) 0120-7285-25 (24時間365日対応)	4 子どもの悩み相談フリーダイヤル 子どもからの様々な相談に応じています。 ・ 自分に自信がなくて人と話ができない。 ・ 何をやってもうまくいかない。 ・ 誰にも相談できず悩んでいる。 等 ※ 匿名での相談にも応じています。
<5>	大阪府・中核市 各保健所 【大阪府 健康医療部 保健医療室】	【連絡先】 1 池田保健所 072-751-2990 2 茨木保健所 072-624-4668 3 守口保健所 06-6993-3133 4 四條畷保健所 072-878-1021 5 藤井寺保健所 072-955-4181 6 富田林保健所 0721-23-2684 7 和泉保健所 0725-41-1330 8 岸和田保健所 072-422-6070 9 泉佐野保健所 072-462-4600 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 【中核市連絡先】 1 東大阪市保健所 ◎西保健センター 06-6788-0085 ◎中保健センター 072-965-6411 ◎東保健センター 072-982-2603 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く) 2 高槻市保健所(保健予防課) 072-661-9332 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (祝日・年末年始を除く)	○「こころの健康相談」を大阪府・中核市の各保健所で実施しています。 こころの健康問題で困っている方やその家族に対し、下記の支援を無料で実施しています。 ・ 面接相談、電話相談、必要に応じて訪問相談等 ・ 精神的な治療が必要かどうかの診断・判定 ・ 医療機関・医療サービスについての情報提供 ・ 福祉的な支援・サービスについての情報提供 ・ 必要な関係機関等への連絡・調整等 ※ 事前に電話連絡が必要です。

		3 豊中市保健所(医療支援課) 06-6152-7315 月曜日～金曜日 9:00～17:15 (祝日・年末年始を除く) 4 枚方市保健所(保健医療課) 072-807-7623 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く) 5 八尾市保健所(保健予防課) 072-994-6644 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (祝日・年末年始を除く) 6 寝屋川市保健所 (保健所すこやかステーション) 072-812-2362 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く) 7 吹田市保健所(地域保健課) 06-6339-2227 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)	
<6>	大阪府 こころの健康 総合センター	【こころの電話相談】 06-6607-8814 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○ こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のために電話相談を行っています。 ※ 水曜日は、「わかばちダイヤル」(若者専用電話相談)として実施しています。
<7>	大阪市 配偶者暴力相談 支援センター [大阪市民局 ダイバーシティ 推進室男女 共同参画課]	【連絡先】 06-4305-0100 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○ 各区役所保健福祉課等と連携して、DV被害者支援を行っています。 ・ DV被害者からの相談対応や緊急時の安全確保等にかかる調整等 ・ 保護命令制度の利用にかかる援助 ・ 各種福祉制度に関する情報提供や利用にかかる援助 等
<8>	大阪市 女性相談支援員 [大阪市民局 ダイバーシティ 推進室男女 共同参画課]	【連絡先】 06-6208-7289 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○ 支援対象者 性的な被害や親族間暴力など、女性が陥りやすい様々な事情により日常生活や社会生活を営むにあたり困難な問題を抱えている女性 ○ 支援内容 必要に応じて、支援プランの作成・各種福祉サービス利用の調整・関係機関等への同行・一時保護施設の入所調整等、自立に向けたサポートを実施
<9>	大阪市民局 ダイバーシティ推進 室人権企画課	犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 【連絡先】 電話:06-6208-7489 FAX :06-6202-7073 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)	1 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援事業のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。 2 見舞金の支給 犯罪被害にあわれた方又はその遺族に対して見舞金(30万円又は10万円)を支給します。

		※ 大阪市ホームページ 「犯罪被害者やその家族・遺族の方々を支援しています」をご覧ください。	3 法律相談 犯罪被害によって生じる法律問題について、無料で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を行います。(上限:1時間30分/回 合計2回まで) 4 助成金による支援 (1) 一時保育費用の助成 犯罪被害により就学前のお子様の保育が困難になった場合に、一時保育の費用を助成します。(上限:3,000円/回 合計10回まで) (2) 精神医療費用の助成 犯罪被害により精神医療機関を受診した方に対し、医療費を助成します。(上限:5,000円/回 合計24回まで) (3) 一時的居住確保費用の助成 犯罪被害により現住居に居住することが困難となった場合に、一時的な居住の確保に要する費用を助成します。(上限:7,500円/泊 25泊まで) ※ 大阪府警察の一時避難に係る宿泊費用の支出を受けられた方、及び、被害が発生した日から28日目までの宿泊が対象です。 (4) 転居費用の助成 犯罪被害により居住することが困難となった住居から転居するための、運送及び荷造り等のサービスに要する費用を助成します。(上限:20万円/回 1回まで) (5) ホームヘルプサービス費用の助成 犯罪被害により、家事等(調理・掃除・洗濯など)を行うことが困難になった方に対し、ホームヘルプサービスに要する費用を助成します。(上限:3,000円/時間 合計96時間まで) (6) 配食サービス費用の助成 犯罪被害により、食事の用意が困難となった方に対し、配食サービスに要する費用を助成します。(上限1,000円/食(ただし、2人目以降は800円/食) 合計30食まで) 5 市営住宅の優先入居 殺人や不同意性交等の被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的に市営住宅を提供します。(原則として1回まで) ※ 被害当時に大阪市民であった方が対象です。 ※ 上記2～4は、死亡や重傷病などの重大な犯罪等の被害にあわれた犯罪被害者等が対象となります。
<10>	堺市市民人権局 市民生活部 市民協働課	【連絡先】 072-228-7405 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)	1 堺市犯罪被害者等支援総合相談窓口 ご相談の内容に応じた各種支援制度の案内、関係機関等に関する情報提供、関係機関と連携・調整のうえ、必要な支援を実施します。 2 心理カウンセリング事業の実施 対象：殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、交通死亡事故等、身体に害を及ぼす犯罪行為の被害者本人又は2親等以内の親族・遺族 3 一時避難住宅の提供 対象：殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつなどの身体に害を及ぼす行為及び放火その他の住居に害を及ぼす行為により精神的・物理的に引き続き住居に住むことが困難となった市内居住者及び同居の家族又は遺族

			4 堺市犯罪被害者等日常生活支援(配食サービス・ホームヘルプサービス)の実施 対象:殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、交通死亡事故等の身体に害を及ぼす犯罪行為の被害に遭った市内居住者本人及び2親等以内の親族・遺族 5 堺市犯罪被害者等支援金の支給 犯罪被害にあわれた方又はその遺族に対して支援金(30万円又は10万円)を支給します。
<11>	大阪地方検察庁 (被害者支援員室)	【被害者ホットライン】 06-4796-2250 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○ 犯罪により被害を受けた方や遺族等の方々からの刑事手続に関するあらゆる相談に対応します。 ・ 事件の処分結果、裁判の結果、受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報の提供 ・ 公判傍聴付添い等の支援 ・ 少年審判に関連する支援 ・ 証拠品の還付等に関する補助 等
<12>	大阪保護観察所 (企画調整課)	【連絡先】 06-6949-6522 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	1 心情等聴取・伝達制度 被害に関する心情等を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。 2 被害者等通知制度 加害者の保護観察の状況等に関する情報を希望する被害者や遺族に通知します。 3 相談・支援 被害者や遺族のための制度や手続等に関する情報の提供や相談に応じて関係機関・団体の紹介を行います。 ※「心情等聴取・伝達制度」、「被害者等通知制度」については申出の手続きが必要です。 支援利用には事前に電話連絡が必要です。
<13>	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 共生社会推進課	【連絡先】 06-6949-6431 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 【相談支援機関情報】 「バリアフリー:公共交通事故被害者支援」で検索 又は、右記コード 読み取りでもアクセス できます。  【交通事故被害者等が必要とする情報を掲載しているサイト】 ※ 国土交通省が提供する自賠償保険及び交通事故被害者救済 「自賠償ポータルサイト」で検索 又は、右記コード 読み取りでもアクセス できます。 	1 航空、鉄道等の公共交通利用時に事故に遭遇した被害者等に対する支援の確保を図るため、「公共交通事故被害者等支援室」を設置しています。 2 『被害者等に寄り添う』ことを基本とし、関係機関と連携して ①公共交通における事故が発生した場合の情報の提供のための窓口機能 ②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担うことを目的としています。 3 公共交通事業者による被害者支援計画策定の促進、安全意識の向上、当局の支援活動への理解向上を目指し、毎年「公共交通被害者支援フォーラム」を開催しています。

<14>	大阪弁護士会	【連絡先等】 大阪市北区西天満1-12-5 1 【犯罪被害者弁護ライン】 06-6364-6251 毎週火曜日 15:00~18:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) 2 【犯罪被害者出張相談】 06-6450-5303 火曜日を除く平日 13:00~15:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) 3 【子ども何でも相談】 06-6364-6251 毎週水曜日 15:00~17:00 第2木曜日 18:00~20:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) 4 【DV・セクハラ・性被害の電話相談】 06-6364-6251 第2木曜日 11:30~13:30 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) 5 【交通事故相談】 (公財)日弁連交通事故相談センター 大阪支部 (1)【面談相談】 【面談予約受付】予約専用 06-6364-8289 月曜日~金曜日 9:00~12:00 13:00~17:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) 【面談日時】 月曜日~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く) (2)【電話相談】 フリーダイヤル 0120-078325 月曜日~金曜日 10:00~19:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)	1 犯罪被害者弁護ライン 犯罪の被害者やその家族など周りの方々を対象におおむね30分以内の時間で、弁護士が直接電話で相談に応じます。(ただし被害1件につき1回の相談に限ります。) 匿名でも構いませんし、詳しい情報は明かさなくても結構です。ご希望に応じて面接による相談も行います。 【こんな時にはお電話を】 犯罪の被害を受けて悩んでいることがあれば、どのようなことでも構いません。お気軽にお電話ください。 例えば「捜査や裁判の進展が気になる」「加害者に賠償してもらいたい」「被害者のための公的な補償はないか」「犯人側の弁護士から連絡があったがどう対応したらいいか」「弁護士を頼みたいが費用が気になる」などの相談です。 ご相談の秘密は厳守します。 2 犯罪被害者出張相談 犯罪被害者等から左記連絡先に電話により派遣要請いただきますと、その日を除く2営業日以内に、派遣される弁護士(派遣弁護士)から犯罪被害者等へ連絡し、訪問日時・場所を決定します。その後、当該訪問日時・場所に、派遣弁護士がご相談に伺います。 ○派遣対象者:犯罪被害者及びその同居する親族(原則として、犯罪による被害によって大阪弁護士会まで赴くことが困難な場合) ○対象犯罪:殺人・傷害致死、暴行・傷害、強盗、性被害、交通事故、脅迫・恐喝・強要、DV・ストーカー等 ○費用:無料 ○面談時間:おおむね1時間を目安とします。 ○派遣回数:無料の派遣回数は1回となります。 ○派遣要請方法:専用ダイヤルまでご連絡ください。 ○犯罪被害者等との面談場所: 犯罪被害者等の希望を踏まえ協議する (大阪府内全域及び大阪市内から片道2時間以内の場所) 3 子ども何でも相談 いじめ、体罰、校則、登校拒否など子どもの人権に関する法律相談を受け付けています。 子どもの人権に詳しい弁護士が待機しています。 4 DV・セクハラ・性被害の電話相談 職場の他、家庭や社会における性的いやがらせ及び性的虐待に関する相談を無料で受け付けています。 5 交通事故相談 交通事故について面談及び電話相談を受け付けています。ただし、電話相談は、内容が簡明なものに限ります。(10分程度) 担当弁護士が法律的な相談のほか、示談のあっせんなど様々な相談に応じています。 面談相談は同一事案につき5回まで30分以内無料です。
------	--------	--	---

<15>	日本司法支援センター 大阪地方事務所 (法テラス大阪)	【連絡先】 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 祝日・年末年始を除く	1 犯罪被害者等法律援助 殺人や性犯罪など、一定の被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による支援を無料で受けられます。 2 「被害者参加人」のための国選弁護制度 裁判所に認められた経済的に余裕のない被害者参加人の方に、弁護士(国選被害者参加弁護士)による援助を受けていただくため、法テラスを通じて裁判所が国選弁護人を選定し、その弁護士費用・報酬を国が負担する制度です。 3 日弁連委託援助 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の犯罪被害を受けた方、またそのご家族を対象に、刑事裁判、少年審判についての手続き及び行政手続に関する援助を行っています。(例:被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行等) 4 民事法律扶助 収入が一定額以下の方に対し、民事裁判等手続に関する援助として、無料の法律相談の実施や、弁護士費用等の立替を行っています。 (例:損害賠償請求、損害賠償命令制度の申立、保護命令の申立等) 5 情報提供 法制度に関する情報の提供や、適切な法律相談機関を案内し、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行っています。 6 DV等被害者法律相談援助 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に必要な内容であれば、弁護士による法律相談を行っています。 基準を超える資産をお持ちの方には、後日相談料5,000円(税別)をご負担いただきます。
<16>	大阪府医師会	健康問題相談 【連絡先】 06-6763-7007 【受付時間】 原則として、毎月第1金曜日 14:00~15:30	○ 犯罪被害者の方のみではなく、府民・市民の方の一般的な健康に関するご相談を受け付けております。
<17>	大阪産婦人科医会	【連絡先】 各産婦人科医療機関	○ 性暴力被害の状況に応じて緊急避妊薬の提供、性感染症の予防・検査を行います。 被害による妊娠の場合、希望に応じて中絶処置や分娩のサポートをします。 PTSDに対しては精神科を紹介することも可能です。
<18>	大阪府臨床心理士会	【連絡先】 FAXのみ 06-6942-5110 【スクールカウンセラー】 1 大阪市 大阪市こども相談センター 06-4301-3141 2 堺市 通学している学校までお問い合わせください。	○ スクールカウンセラー 子どもが被害(いじめ、性犯罪、ネット犯罪等)にあって巻き込まれた場合、スクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。 (1) 大阪市 大阪市にお住まいの方で、幼稚園～高校に在籍している児童生徒及び保護者は、大阪市立の学校の在籍でなくても大阪市内の中学校に勤務するスクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。 (2) 堺市 堺市にお住まいの方で、堺市立の小学校～高校に在籍している児童生徒及び保護者は、スクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。

<19>	(社福) 関西いのちの電話	【連絡先】 06-6772-1121 【受付時間】 24時間体制で電話相談を受け付けています。	○ 電話相談 犯罪被害などに遭い、誰にも話せない心のうちを養成講座を修了し、認定された相談員がお聴きしています。相談は無料です。 ※ 名前を告げる必要はありません。 相談内容等のプライバシーは厳守し、特定の宗教や思想にはとられません。
<20>	(公財) 関西カウンセリングセンター	【連絡先】 大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング8F 06-6809-1225(月曜休)	○ 性犯罪にあわれた方や犯罪被害者等には、大阪府警察と連携して被害者カウンセリングを行っています。
<21>	(公財) 交通事故紛争処理センター	【連絡先】 大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4F 06-6227-0277 【受付時間】 月曜日から金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)	○ 自動車事故にあった被害者等が、損害賠償の問題で相手方保険会社との交渉が難航した際、紛争解決を無料でサポートしています。 ※ 事故相談は、面接及び電話の対応が可能(事前予約が必要)です。
<22>	(公財) 大阪府暴力追放推進センター	【連絡先】 1 中央相談室 06-6946-8930 2 淀川相談室 06-6303-8930 3 堺相談室 072-221-8930 【受付時間】 月曜日から金曜日 9:30~17:00 (祝日を除く)	1 電話及び面接相談 暴力団等に関する様々な相談に応じています。 2 暴力団犯罪被害者等給付金制度 暴力団員等による ・ 殺人 ・ 全治1か月以上の傷害 ・ 器物損壊・建造物損壊 等の犯罪被害者やその遺族に対して給付金を支給しています。
<23>	(一財) 大阪府交通安全協会(事務局)	【連絡先】 大阪市中央区谷町3-1-18 NS21ビル2F 06-6941-6983 【受付時間】 月曜日から金曜日 9:00~16:30 (祝日を除く)	○ 交通事故相談 交通に関する各種案内のほか、交通事故相談員による電話相談を無料で実施しています。
<24>	ドーンセンター 大阪府 府民文化部 男女参画・ 府民協働課 【運営】 (一財) 大阪府男女共同参画推進財団	【連絡先】 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター内 【女性電話相談】 06-6937-7800 火曜日~金曜日 16:00~20:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く) 【女性面接相談予約】 問合せ 06-6910-8588 予約受付時間 火曜日~金曜日 13:30~18:00 18:45~21:00 土曜日・日曜日 9:30~13:00 13:45~18:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く)	○ 女性のための電話、面接及びSNS相談、女性被害者の精神的支援を行っています。 女性が出会う様々な心の悩みについて専門の女性カウンセラーが相談に応じます。 ※ 面接相談には、事前予約が必要です。

		【女性面接相談】※要予約 火曜日～金曜日 17:00～21:00 土曜日・日曜日 10:00～18:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く) 【女性のためのSNS相談】 SNS相談受付 窓口ページ  第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・第3土曜日 10:00～15:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く) 【女性弁護士による法律相談】※要予約 毎月第3木曜日及び偶数月第4木曜日 14:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 【男性のための電話相談】 06-6910-6596 第1、第4水曜日 16:00～20:00 第2、第3土曜日 11:00～15:00 (祝日・年末年始にあたる場合は、他の週に振り替えて実施) 【女性のためのコミュニティスペース (愛称: &an(アンドアン))】 【連絡先】 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター内 06-6910-8500 【受付時間】 火曜日～金曜日 13:00～18:00 土曜日 10:00～18:00 日曜日、祝日 10:00～17:00	○ 男性の様々な悩みについて、男性相談員が相談に応じます。 ○ カウンセラー等の資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ方同士の交流会等の開催、また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供しております。
<25>	(一社) 日本DMORT	【連絡先】 兵庫県西宮市西宮浜4-15-1 協和ホスピタル内 TEL 0798-32-1112(代) FAX 0798-32-1222 Email: information@dmort.jp 【受付時間】 原則として 平日9:00～17:00	○ DMORT:ディモート 災害死亡者家族支援チーム ・災害(事件、事故)直後より死亡者家族の心的支援に特化して活動を行う。 ・支援者支援を行う。 ・原則として警察の依頼に基づいて現地活動する。
<26>	(独) 自動車事故対策機構 大阪主管支所	【連絡先】 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル10階 TEL.06-6942-2804 【受付時間】 月曜日から金曜日 8:30～17:15 (毎月第一・第三土曜日は開業、翌週の月曜日は閉業) (日・祝及び年末年始を除く)	1 ナスバの療護施設への入院 自動車事故・バイク事故等を原因として「脳」に重度の後遺障害(遷延性意識障害)が継続する状態にあり、入院の要件に該当する方に対し手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行います。(所定の要件があります。詳しくは問い合わせください。) 2 介護料の支給等 自動車事故・バイク事故等を原因として「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に介護料が支給されます。(所定の要件があります。詳しくは問い合わせください。)

		交通事故被害者ホットライン TEL.0570-000738 「0570」はナビダイヤルの番号です(固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。) IP電話からは03-6853-8002 (通話料は通常の通話と同じ)にお電話ください。 ※受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	3 ナスバ交通事故被害者ホットライン 交通事故に起因する悩み事に応じて相談窓口をご案内しています。 4 生活資金貸付 自動車事故等による被害者の方に対して次の貸付を行っています。(所定の要件があります。詳しくは問い合わせください。) 交通遺児等貸付 自動車事故等により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様に対する貸付です。 5 ナスバ「友の会」 交通事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば入会することができます。会員家族同士の交流のためのレクリエーション活動等行っております。会費等は一切不要です。
<27>	近畿矯正管区 大阪刑務所 西日本成人矯正医療センター 大阪拘置所 浪速少年院 交野女子学院 和泉学園 泉南学寮 大阪少年鑑別所	【連絡先】 1 近畿矯正管区 06-6941-7722 2 大阪刑務所 080-4330-0534 3 西日本成人矯正医療センター 072-228-0145(内線3111) 4 大阪拘置所 06-6921-0371(内線3580) 5 浪速少年院 072-643-5071 6 交野女子学院 072-891-1141 7 和泉学園・泉南学寮 072-476-5234(和泉学園) 072-476-5062(泉南学寮) 8 大阪少年鑑別所 072-223-7015 【受付時間】 月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 【刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度】 QRコードからのアクセスが可能です。 	1 心情等の聴取・伝達制度 被害に関する心情等を聴取し、これを受刑・在院中の加害者に伝えます。 2 問合せ先について 加害者が受刑者(刑事施設に収容)の場合は、1～4へ、加害者が少年(少年院に収容)の場合は、1、5～8に御連絡ください。 ※ どちらか分からない場合などは、1に御連絡ください。
<28>	性暴力救援センター・大阪SACHICO	【ホットライン】 大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (通称:ウィズユーおおさか) #8891 (全国共通フリーダイヤル・通話料無料) または 06-7494-3683(通話料有料)	○ 大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(通称:ウィズユーおおさか)は、性暴力被害にあった方への被害直後から中長期までの総合的な支援を行っています。 (令和7年度より大阪府の委託事業を受託) 1 電話相談 支援員が常駐し24時間365日体制で対応しています。

		【受付日時】 支援員が24時間365日体制で対応しています。	2 予約制の面談 電話相談の上、必要があれば来所いただきます。 3 大阪府下の協力医療機関と連携をとり、医師による診察と検査、緊急避妊、証拠の採取及び保管などを行っています。 また、ウィズユーおおさか内に併設した診療所でも医師による診察等を行っています。(日中・月20日程度) 4 その他、法的支援・精神科紹介・カウンセリング・同行支援・生活支援などを行っています。
<29>	大阪府警察本部	【連絡先等】 1 各種制度の問合せ 事件を取り扱った警察署にお問い合わせください。	1 情報提供 (1) 被害者の手引の配布 殺人事件のご遺族、性犯罪、重傷を伴う身体犯の被害者、交通事故のご遺族・被害者等の方に各種情報を掲載した冊子を配布しています。 (2) 被害者連絡制度 身体犯・精神的被害が大きい被害者等に対し、要望に応じて捜査・検挙等の情報提供等を行い、希望により警察官による訪問連絡活動を実施しています。 2 経済的支援・精神的支援 ※制度利用には一定の要件があり、適用できない場合もあります。 (1) 身体犯被害者に係る診断書料及び初(再)診料 重傷を負った身体犯被害者に対して、医療機関での診断書料及び診断書料に伴う初(再)診料を支出しています。 (2) 性犯罪被害者に対する診断費用等 性犯罪被害者に対し、医療機関での診断に係る費用(初診料、犯罪を立証するために行った処置費用や診断書料)や、緊急避妊処置、性感染症予防処置、性感染症検査、人工妊娠中絶に係る費用を支出しています。 (3) 解剖時の死体検案書料 解剖が行われた場合、死体検案書料1通分の費用を支出しています。 (4) 解剖後の遺体搬送費用 寝台車による搬送費用、遺体搬送袋や仏衣に係る費用を支出しています。 (5) 一時避難の宿泊費用 自宅が犯罪等の現場となった等、被害にあったために自宅に居住することが困難になった場合に、宿泊施設に一時的に避難するために必要な宿泊費用を支出しています。 ただし、大阪府内の自宅で被害にあったり、加害者から自宅で再び犯罪等の被害にあう恐れがある被害者及び同居の親族が対象で、ご自身で避難場所を確保できない場合に限ります。(原則3泊) (6) ハウスクリーニング費用 自宅が殺人等の致死に至る故意の犯罪現場となった場合、汚損された自宅の清掃等に要する費用を支出しています。 ただし、自宅は持ち家で、ご遺族が引き続き居住する場合に限ります。 (7) 被害者等カウンセリング制度 被害者等に対し、専門のカウンセラーを警察署等に派遣するなどして、無料で被害者等のカウンセリングを行っています。

	2 犯罪被害給付制度の問合せ 大阪府警察本部府民応接センター 犯罪被害者等支援室 支援第三係 06-6943-1234 (内線25231、25232) 【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 3 被害相談窓口 (1) 【性犯罪被害110番】 0120-548-110 #8103(ハートさん) (性犯罪被害相談電話全国共通番号) (2) 【列車内ちかん被害相談】 06-6885-1234 (3) 【ストーカー110番】 06-6937-2110 (4) 【暴力団・拳銃110番】 06-6941-1166	(8) 民間被害者相談員制度 大阪府公安委員会指定の大阪被害者支援アドボカシーセンターの相談員が、無料で被害者の相談に応じるほか、付添い等の支援を行い、被害者の精神的負担の軽減・回復を図っています。 (9) 大阪弁護士会による支援制度 法律相談を必要とする被害者やその親族が速やかに弁護士による支援を受けることができるよう、警察から弁護士会へ必要な情報を提供するなど、効果的かつ円滑な被害者支援を図っています。 (10) 犯罪被害給付制度 - 遺族給付金:被害者が死亡した場合に、ご遺族に対して支給されます。 - 重症病給付金:身体に重大な負傷又は疾病を負った被害者ご本人に支給されます。 - 障害給付金:障害が残った被害者ご本人に支給されます。 3 被害相談窓口 (1) 性犯罪被害110番 性犯罪被害にあった方の相談専用電話です。 (2) 列車内ちかん被害相談 列車内や駅でのちかん被害の相談に応じています。 (3) ストーカー110番 ストーカー事案に関する相談を受け付けています。 (4) 暴力団・拳銃110番 暴力団犯罪、拳銃等に関する相談及び暴力団犯罪の通報を受け付けています。
--	---	---